

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第45号

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年香川県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通調整交付金定率分の額の算定)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該年度の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の3第1項の規定による繰入金及び<u>法第72条の4第1項の規定による繰入金の合算額の2分の1に相当する額</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>5 略</p>	<p>(普通調整交付金定率分の額の算定)</p> <p>第4条 普通調整交付金定率分の額は、第1号から第3号までに掲げる額の合算額から第4号に掲げる額を控除した額を基準として別に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該年度の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の3第1項の規定による繰入金の2分の1に相当する額</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>5 略</p> <p>(普通調整交付金定率分の額の算定の特例)</p> <p><u>6 平成26年度までの各年度における第4条第1項第4号の規定による額は、同号の規定にかかわらず、当該年度の法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第24条第1項の規定による繰入金の合算額の2分の1に相当する額とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項第4号の規定は、平成27年度分以後の普通調整交付金定率分の額の算定について適用する。